

安全推進室だより Vol13

安全重点施策の策定について  
～年間を通じた効果的な取組を実施するために～

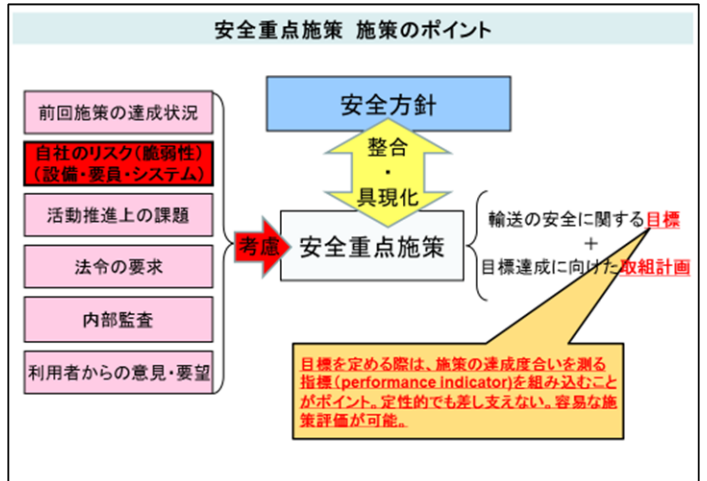
多くの事業者は自社の安全確保に関する基本理念として、安全方針を策定していますが、この中には

- ① 関係法令の遵守
- ② 安全最優先の原則
- ③ 安全管理体制の継続的改善等の実施

の趣旨を盛り込むものとしています。

その方針に沿って、具体的な自社の問題解決に向けた目標を設定するとともに年間を通じた取組計画を作成し、単年度又は中長期の目標を設定します。

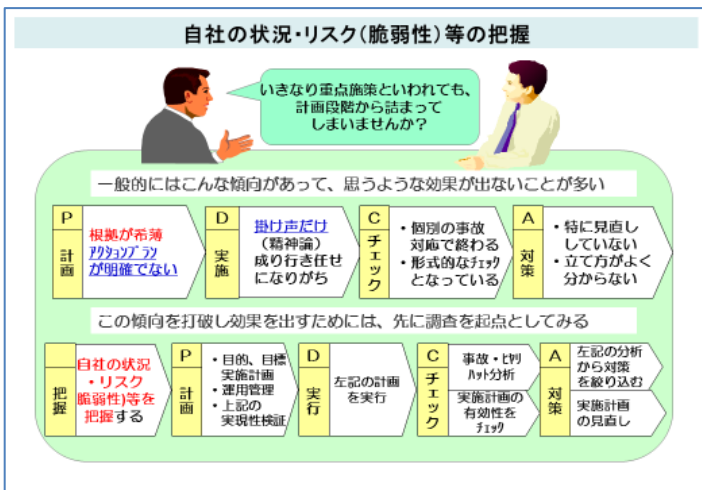
その場合、出来るだけ**施策の達成度合いを測る指標**とすれば外部からも確認しやすく、事後にその達成状況を検証・評価できやすいものとなります。



また、いきなり安全重点施策を検討しろと言われても、「何を施策にすれば良いのか？」と多くの事業者が悩みますが、「自分の会社の弱いところは何だろう？」と考えると、3つ4つは、思い浮かぶものです。

自社の弱点の克服のという意味では、上図のとおり事故防止に限らず、利用者からの意見等、他の課題も考慮し、それらを実行するため、いつまでに、誰が、何をするか等を決定し、年間計画を立てていきます。

左図上段のように行動計画が明確でないと掛け声だけで1年が過ぎてしまうことがありますので、まず自社のリスクをしっかりと把握してから取組むことを心がけてください。



決定された重点施策は取組計画に沿って実施するわけですが、1年を通しての取組であっても、途中で進捗状況を確認することをおすすめします。

思い通りに効果が出なかったり、目標とした指標等に対し未達成となるような時には、年の途中であっても、見直すことが必要です。この場合は、未達成となった要因を分析するとともに、修正をかけた内容が妥当なものであるかも再確認します。

また、グループ会社内で同一の安全目標が掲げられている会社もありますが、自社の取組として達成出来るものであるかの判断もすることも大切です。

会社全体としての取組を策定することが困難な場合は、部門毎で重点施策を策定するのもいいと思います。

そして、これら安全重点施策の管理をするにあたって大事なことは、**取り組んできた施策はレビューして一年で止まらず、次年度からの安全重点施策に反映させ、よりよいものとして継続させること**です。

